

事務連絡
令和7年4月17日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善について（周知）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

令和7年4月6日より、顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善を行いました。

これ以降、顔認証付きカードリーダーで何らかの事情で「顔認証」や「暗証番号」での本人確認ができない場合、職員が顔認証付きカードリーダーの画面を操作することで、資格確認端末を操作することなく目視確認モードのご利用が可能となります。

目視確認モードをご利用いただくためには、事前に目視確認用パスコードを発行する必要があります。目視確認用パスコードの発行方法と目視確認モードの使用方法については、別添の資料をご参照ください。

今般の目視確認モードの改善について、貴団体におかれましても、関係者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

別添資料 目視確認用パスコードの発行方法等について

以上